

ご存じですか？

事業所から出るごみの処理

事業所(個人事業主を含む)から出るごみの処理の流れ



① 適正な分別

事業所から出るごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれます。それぞれ処分先が異なりますので、下表を参考に分別し、適切な処分先へ自ら運搬するか、許可を受けた収集運搬業者に運搬を委託してください。

ごみの種類	産業廃棄物		事業系一般廃棄物	
	法令で定められているもの		産業廃棄物以外のもの	
	あらゆる事業活動に伴うもの	特定の事業活動に伴うもの	可燃物	リサイクルできるもの
	・ 廃プラスチック類 ・ ゴムくず ・ 金属くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ がれき類 ・ 燃え殻 ・ 汚泥 ・ 廃油 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ ・ 銲さい ・ ばいじん ・ 産業廃棄物を処分するために処理したもの	・ 紙くず ・ 木くず ・ 繊維くず ・ 動植物性残さ ・ 動物のふん尿 ・ 動物の死体 ・ 動物系固形物 詳細は、下記の二次元コード又は松山市ホームページでご確認ください。 https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/gomi/dashikata/haikibutususurui.html	● 生ごみ、残飯(水切りをする) ● リサイクルできない紙類 ・ 紙皿 ・ 紙コップ ・ 500ml未満の紙パック類 ・ 使用済みの紙ナプキン ・ ティッシュペーパー ● 落ち葉、草(土は取り除く) 黄色透明袋に入れてください	● 紙ごみ(OA用紙、新聞・情報誌、段ボール、500ml以上の紙パック類、機密書類、本・雑紙) ● 剪定枝などの木くず ● 食品循環資源(リサイクルできる生ごみ)

事業所から出るごみを家庭ごみ集積場所に出してはいけません!!

事業所から出るごみを家庭ごみ集積場所に出す行為は、量の多少に関係なく不法投棄として処罰される場合があります。



事業系ごみと家庭系ごみでは分別の仕方が異なります。

Q1 プラスチックのストロー、長靴はどうしたらいいの？

- A1 プラマークがついていても、いなくても、材質がプラスチック製であれば、産業廃棄物の「廃プラスチック類」になります。
また、化学繊維でできた衣類や合成ゴムから作られた製品(タイヤ等)も、「廃プラスチック類」です。



Q2 椅子や電気コード(複合物)はどうしたらいいの？

- A2 プラスチック製の椅子は、プラスチック部分が「廃プラスチック類」、ボルトなどの金属部分が「金属くず」になりますので、これらの許可を持っている産業廃棄物の許可業者へ処理委託してください。
(木製の椅子は、金属部分は取り外し、産業廃棄物の「金属くず」、木製部分は事業系一般廃棄物の「可燃物」になります。)
電気コードも「廃プラスチック類」と「金属くず」の産業廃棄物許可業者へ処理委託してください。



お店や会社で
出たごみは、家庭の
ごみとはちがうけん、
気をつけるんよ!

資源循環促進税活用事業

詳しくは、
「事業者用ごみ分別
はやわかり帳」を
ご覧ください



② 処理業者との契約

産業廃棄物の処理を委託する際のルールは、法律で定められています。

委託契約のポイント

- ・収集運搬業者・処分業者それぞれと、書面で契約を締結する。
- ・契約書には、法定記載事項を盛り込み、「許可証」の写しを添付する。
- ・契約書及び添付書類は、契約の終了日から5年間保存する。

Q1 委託契約書は何を書いたらいいの？

- A1 委託契約書には、廃棄物の種類、金額、処分方法、委託期間などの法定記載事項があります。
委託契約の記載事項等は、右図の二次元コードを読み込んでいただくか、松山市HPで「産業廃棄物処理の委託契約」と検索してください。
契約書作成は、契約する業者と相談をお願いします。



Q2 処理業者はどうやって選べばいいの？

- A2 産業廃棄物、一般廃棄物の種類に応じて、それぞれの許可業者に委託してください。
下記の二次元コードから許可業者を確認できます。

松山市の産業廃棄物
処理業許可業者は
こちら



愛媛県の産業廃棄物
処理業許可業者は
こちら



松山市の一般廃棄物
処理業許可業者は
こちら



③ごみの保管と引き渡し

産業廃棄物の保管にもルールがあります。

Q1 ごみはどのように保管すればいいの？

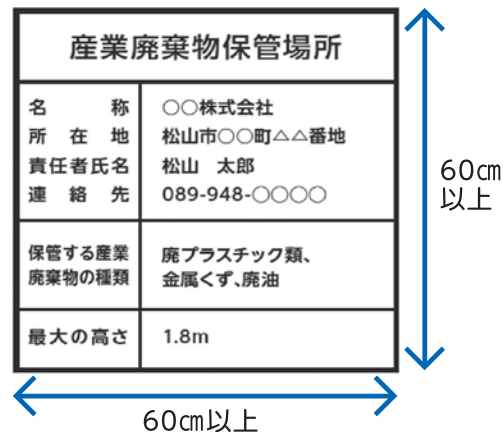
A1 事業系一般廃棄物(可燃物や紙類等)と産業廃棄物に分別し、ごみの種類ごとに保管してください。

ごみの保管場所周辺は清潔に保つようにしてください。(産業廃棄物保管場所の表示の例)
産業廃棄物は、法令で保管基準が定められています。

Q2 産業廃棄物の保管基準は、どんなもの？

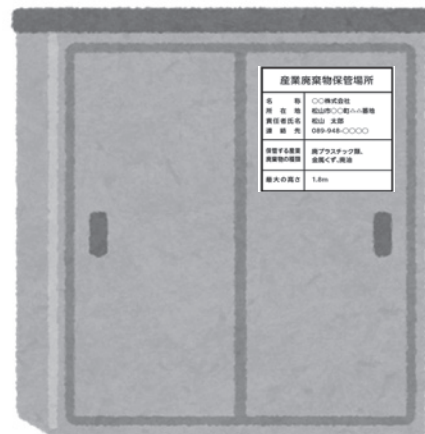
A2 主な保管基準は、以下のとおりです。

- ・ 保管場所の周囲に囲いを設けること
- ・ 産業廃棄物が飛散や流出したり、地下に浸み込まないようにすること
- ・ 悪臭が発散しないように保管容器に入れて、シートをかけるなど適切な管理をすること
- ・ 見やすい場所に掲示を設けること



Q3 保管場所の囲いは、どんなふうにすればいいの？

A3 保管倉庫を設置するなど、第三者が簡単に立ち入ることができないようにしてください。



④マニフェストの管理

Q1 マニフェストって何？

A1 マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者が収集運搬業者または処分業者に処理を委託する際に交付する産業廃棄物管理票のことです。

Q2 マニフェストを交付したら、どうしたらいいの？

A2 松山市内の事業所で産業廃棄物の紙マニフェストを交付した事業者は、前年度の交付状況を集計し、その結果を6月30日までに松山市へ報告することが義務付けられています。

また、紙マニフェストは写しの交付を受けた日から5年間保存してください。

ただし、電子マニフェストを使用した場合は、報告や保管をする必要はありません。

電子マニフェストの導入については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)にご相談ください。

(紙マニフェストの例)



※ JWセンターホームページ

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/flow/step/index.html>



事業所の電気室などにPCBを含む電気機器はありませんか？

PCBとは「ポリ塩化ビフェニル」の略称で、その毒性や慢性的な摂取による健康被害が報告されています。PCBは、トランスやコンデンサの電気機器内に絶縁油として含まれていることがあります。製造後30年以上経過した古い電気機器には、PCBが含まれている可能性がありますので、機器製造業者や電気工事業者などに確認してください。

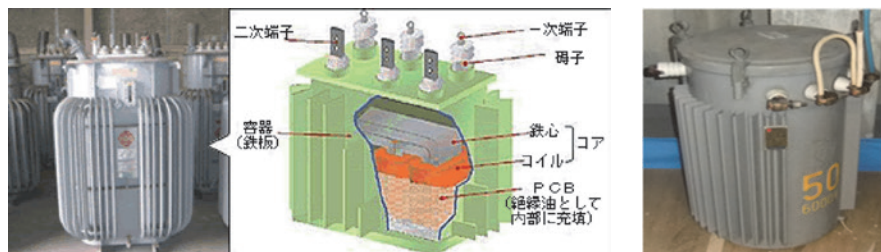
※調査方法等の詳細な手順は、環境省の下記サイトまたは二次元コードをご覧ください。

<https://www.env.go.jp/content/900535244.pdf>

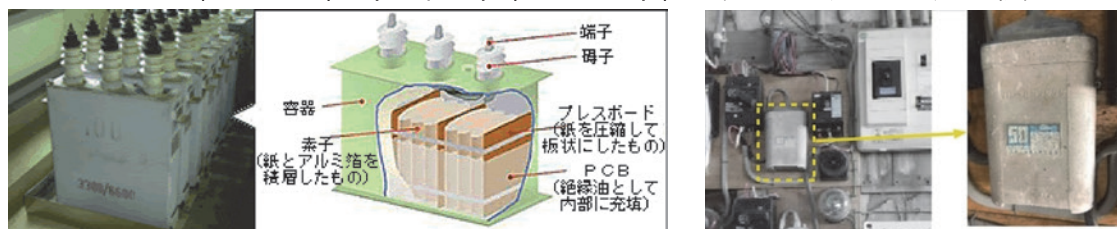


PCBが含まれる電気機器の例

トランス(変圧器) 平成5年(1993年)以前の製造時期の機器



コンデンサ(蓄電器) 平成2年(1990年)以前の製造時期の機器



配電盤のコンデンサ

※トランス・コンデンサの出典

日本環境安全事業(株)「PCB廃棄処理事業について/PCBは何に使われていたのでしょうか?」

https://www.jesconet.co.jp/business/PCB/pcb_04.html

※配電盤のコンデンサの出典

環境省 低濃度PCB廃棄物処理情報サイト 低濃度PCB廃棄物発見事例/掘り起こしに向けた民間・自治体の取組例

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/about/examples.html>

PCB廃棄物の処分期間と処分先

名 称	低濃度PCB廃棄物
PCBの濃度	0.5 mg/kg 超～5000 mg/kg
処分期限	令和9年(2027年)3月31日まで
処分先	無害化処理認定施設等 ※詳細は、環境省HP及び二次元コードをご覧ください。 https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

処分期限が
近づいています!!



※PCB廃棄物は、期限内に必ず処分しなければなりません。

※現在使用中の機器は、早めにPCBの含有調査をお願いします。

※期限内に処分せず、改善命令に違反した場合には、3年以下の懲役もしくは1,000万円の罰金またはその両方の罰則規定が設けられています。

保有事業者の義務

●保管する際の基準

PCB含有機器の保管場所であることを表示するなど、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って保管してください。

●保管・処分状況等の報告

松山市内でPCB含有機器を保有する事業者は、市へ届出が必要です。

お問合せ先

松山市役所 環境部 廃棄物対策課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959

FAX 089-934-1928

MAIL sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>